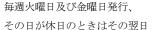
兵庫県公報

令和7年2月28日 金曜日 第 595 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

人

告	ページ
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 平成8年3月29日告示第542号(環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等にお	
ける規制基準) の一部改正 (水大気課)	2
○ 道路の区域の変更(道路保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(同)	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 道路の位置指定(淡路県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
公告	
○ 入札公告(川西こども家庭センター)	6
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	8
〇同 上(同)	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
〇同 上(同)	9
〇同 上(同)	10
〇同 上(同)	11
公安委員会規則	
○ 聴聞手続規則の一部を改正する規則	12
○ 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	12

公布された法令のあらまし

◎聴聞手続規則の一部を改正する規則(公安委員会規則第3号)

行政手続条例第20条第6項の規定による聴聞の期日における審理の公開について、県民の利便性の向上を図るため、関係規定について所要の整備を行うこととした。

◎特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(公安委員会規則第4号)

公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する公示の方法について改めることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告示

兵庫県告示第119号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和7年2月12日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 事業名 農地整備事業 (経営体育成型)
- 2 地区名 高岡福田地区

3 縦覧の期間

令和7年2月28日から同年3月21日まで

- 4 縦覧の場所
 - (1) 福崎町役場 (縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (2) 兵庫県ホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/takaokafukuda-henkou.html)

^^^^^

兵庫県告示第120号

平成8年3月29日告示第542号 (環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

別表第5の1排出基準を次のように改める。

別表第5

1 排出基準

	項目等	許容限度
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして 0.03ミリグラム
	2 シアン化合物	1 リットルにつきシアンとして 1 ミリグラム
	3 有機りん化合物	1リットルにつき 1ミリグラム
	4 鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として 0.1ミリグラム
	5 六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして 0.2ミリグラム
	6 ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素として 0.1ミリグラム
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀 化合物	1 リットルにつき水銀として 0.005ミリグラム
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	9 ポリクロリネイテッドビフェニル (別 名PCB)	1 リットルにつき 0.003ミリグラム
	10 トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1ミリグラム
	11 テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1ミリグラム
	12 ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2ミリグラム
	13 四塩化炭素	1リットルにつき 0.02ミリグラム
	14 1,2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04ミリグラム
	15 1,1―ジクロロエチレン	1リットルにつき 1ミリグラム
	16 シス―1, 2―ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4ミリグラム

	17 1,1,1―トリクロロ	エタン	1リットルにつき	3ミリグラム
	18 1,1,2―トリクロロ:	エタン	1リットルにつき	0.06ミリグラム
	19 1,3—ジクロロプロ・	ペン	1リットルにつき	0.02ミリグラム
	20 テトラメチルチウ (別名チウラム)	ラムジスルフィド	1リットルにつき	0.06ミリグラム
	21 2 — クロロ—4,6— ノ) — s — トリアジン	·	1リットルにつき	0.03ミリグラム
	22 S-4-クロロベン エチルチオカルバマー カルブ)		1リットルにつき	0.2ミリグラム
	23 ベンゼン		1リットルにつき	0.1ミリグラム
	24 セレン及びその化合	物	1リットルにつきセレン	/として 0.1ミリグラ、
	25 ふっ素及びその化合	物	海域以外の公共用水域 っては、1 リットルにつ に排出されるものにあっ き15ミリグラム	つき8ミリグラム。海域
	26 ほう素及びその化合	物	海域以外の公共用水域っては、1リットルにつ に排出されるものにあっ き230ミリグラム	つき10ミリグラム。海
	27 アンモニア、アンモ 硝酸化合物及び硝酸化		1 リットルにつきアンジン じたもの、亜硝酸性窒素量100ミリグラム	
	28 1,4―ジオキサン		1リットルにつき	0.5ミリグラム
一般項目	1 水素イオン濃度(水	素指数)	海域以外の公共用水域 っては、5.8以上8.6以下 のにあっては、5.0以上	下。海域に排出される
	2 生物化学的酸素要求	量	1リットルにつき 100ミリグラム(日	間平均80ミリグラム)
	3 化学的酸素要求量		1リットルにつき 100ミリグラム(日	間平均80ミリグラム)
	4 浮遊物質量		1 リットルにつき 90ミリグラム(日	間平均70ミリグラム)
	5 ノルマルヘキサン	鉱油類	1リットルにつき	5ミリグラム
	抽出物質含有量	動植物油脂類	1リットルにつき	20ミリグラム
	6 フェノール含有量		1リットルにつき	5ミリグラム
	7 クロム含有量		1リットルにつき	2ミリグラム

		-	
8	溶解性鉄含有量	1リットルにつき	10ミリグラム
9	溶解性マンガン含有量	1リットルにつき	10ミリグラム
10	銅含有量	1リットルにつき	3ミリグラム
11	亜鉛含有量	1リットルにつき	2ミリグラム
12	大腸菌数	日間平均1ミリリットルにつき	ţ
		800コ	ロニー形成単位

- 備考 1 この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号)別表第1に掲げる特定施設及び同令第3条の2に規定される指定地域特定施設を設置する 工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。)について適用する。
 - 2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。
 - 3 化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域(漁業法(昭和24年法律第267号)第109条第2項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。)に排出される排出には適用しない。
 - 4 「検出されないこと。」とは、5 に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合において、当 該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 5 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第2条に基づき環境大臣が定める方法(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号))によるものとする。

兵庫県告示第121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年2月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類	道 路 0	り 区	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	高砂市阿弥陀1丁目2523番4から	旧	6.0から 12.0まで	201. 0	
曽根停車場線	同 市阿弥陀1丁目2078番1まで	新	12.0から 20.0まで	201. 0	一部 予定地

兵庫県告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

^^^^^

その関係図面は、令和7年2月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

路線名 区間 旧新 敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル) 備 県道 加古川市加古川町寺家町字西長はゑ21番1 7.0から	道路の種類	道 路 σ) 🗵	域		
県道		区間	旧新			備考
加 古 川 小 野 線 同 市八幡町宗佐字出合1011番1まで 57.0まで 57.0まで 10,110.0		から	旧		10, 116. 0	

兵庫県告示第123号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。 令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大	字 名	小字名	地番
竹ノ内	朝来市		和田山町	竹ノ内	山ノ内奥	174番の一部、175番の一部、176番1の一部、176番2、828番、829番1、829番3、830番1、831番1,832番1から832番3まで、833番、834番1、846番、847番、849番1、850番1、858番、859番、860番1、860番2、861番1、863番、866番1、867番の一部、858番から860番1に至る地先の道路敷177番の一部、178番、1074番1、1076番の一部、1077番の一部、177番から1072番に至る地先の道路敷の一部、177番から1072番に至る地先の道路敷の一部、1071番1から1076番に至る地先のが、1071番1から1076番に至る地先の水路敷の一部

兵庫県告示第124号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R06淡路位置 0001号	7.2.13	淡路市浦字絵堂202番の一部、202番地先 里道	6.00	37. 66

公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年2月28日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山 元 浩 司

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所AED 5台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶ 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所 (詳細は仕様書のとおり)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定され た者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 資格制限を受けていない者であること。
- ③ 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ3階

兵庫県川西こども家庭センター 担当 神月

電話 (072) 756-6633 FAX (072) 756-6006

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月28日(金)から同年3月6日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月13日(木)午前10時 兵庫県川西こども家庭センター多目的ルーム

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和7年3月12日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年2月28日(金)から同年3月6日(木)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

- ウ 提出書類
 - (7) 仕様確認申込書
 - (() 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- エ 提出方法 持参又はFAXにより提出すること。
- オ 確認の結果 令和7年3月11日 (火) 午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。
- 5 その他
 - (I) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。
- イ 国 (公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及 び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
 - イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

不要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

^^^^^

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市町の名称 都市計画の種類				都市計画の名称
Ш	西	市	阪神間都市計画地区計画	東畦野1丁目地区地区計画

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

^^^^^^

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市	市町の名称 都市計画の種類		都市計画の種類	都市計画の名称
芦	屋	市		朝日ケ丘3及び4生産緑地地区
同		市	建設計画)生産緑地地区 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市 建設計画)地区計画	南芦屋浜地区地区計画
尼	崎	市	阪神間都市計画生産緑地地区	武庫之荘7丁目7生産緑地地区ほか22地区

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フレスポ赤穂

所在地 赤穂市中広902番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称住所代表者の氏名東洋紡不動産株式会社大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号稲 田 武 彦大和リース株式会社大阪市中央区農人橋二丁目1番36号北 哲 弥

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

 名称
 住所
 代表者の氏名

 東洋紡不動産株式会社
 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号
 渡 邉 賢

 大和リース株式会社
 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 北 哲 弥

イ 変更後

名称住所代表者の氏名東洋紡不動産株式会社大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号稲田武彦大和リース株式会社大阪市中央区農人橋二丁目1番36号北 哲 弥

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名株式会社エディオン広島市中区紙屋町二丁目1番18号久 保 允 誉株式会社チョダ東京都杉並区荻窪四丁目30番16号町 野 雅 俊

外7者

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社エディオン広島市中区紙屋町二丁目1番18号髙 橋 浩 三

外7者

4 変更年月日

令和6年6月27日ほか

5 届出年月日

令和7年2月7日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年6月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ニトリ三木店

所在地 三木市大村561番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 北 哲 弥

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名 株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号 似 鳥 昭 雄

(2) 変更後

 名称
 住所
 代表者の氏名

 株式会社ニトリ
 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
 似 鳥 昭 雄

4 変更年月日

平成24年10月1日

5 届出年月日

令和7年2月7日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年6月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

木 村 昭 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イエローハット

名 称 関西スーパー川西店・ツルハドラッグキセラ川西店・イエローハット川西火打店 所在地 川西市火打一丁目398ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社アントクエステート川西市火打二丁目12番26号安田和世株式会社ツルハ札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号八幡政浩

東京都千代田区岩本町一丁目7番4号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 変更前

名称住所代表者の氏名株式会社アントクエステート川西市火打二丁目12番26号安田萬作株式会社ツルハ札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号八幡政浩株式会社イエローハット東京都千代田区岩本町一丁目7番4号堀江康生

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社アントクエステート川西市火打二丁目12番26号安田和世株式会社ツルハ札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号八幡政浩株式会社イエローハット東京都千代田区岩本町一丁目7番4号木村昭夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名株式会社関西スーパーマーケット伊丹市中央五丁目3番38号福 谷 耕 治株式会社ツルハ札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号八 幡 政 浩株式会社イエローハット東京都千代田区岩本町一丁目7番4号堀 江 康 生

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名 株式会社関西スーパーマーケット 伊丹市中央五丁目 3 番38号 中 西 淳 株式会社ツルハ 札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号 八 幡 政 浩 株式会社イエローハット 東京都千代田区岩本町一丁目 7番4号 木 村 昭 夫

4 変更年月日

令和6年6月20日ほか

5 届出年月日

令和7年2月7日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚十木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年6月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 BiVi土山

所在地 加古郡播磨町北野添二丁目1604番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 北 哲 弥

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名 株式会社トーホーストア 神戸市東灘区向洋町西五丁目 9番 橋 本 博 文

外3者

(2) 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社三杉屋大阪府池田市石橋一丁目1番8号杉 本 光 晴

外3者

4 変更年月日

令和6年11月22日ほか

5 届出年月日

令和7年2月7日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年6月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会規則

聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆

兵庫県公安委員会規則第3号

聴聞手続規則の一部を改正する規則

聴聞手続規則(平成8年兵庫県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆

兵庫県公安委員会規則第4号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年兵庫県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正す 第2条から第4条までの規定中「掲示場に掲示してする」を「掲示場での掲示と併せて、インターネットを 利用して行う」に改める。 附 則 この規則は、令和7年3月1日から施行する。